



2017.3.15



〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

経営者・取締役は必ず**労災保険の特別加入**を！！（健康保険が効かず、 医療費700万円請求の事例も） 労基署のチェックは、**労働者かどうか！？**

労災事故が起きた時、労働基準監督署の労災担当者がまずチェックするのは事故が起きた原因ではなく、被災した人が**「労働者かどうか」**です。

以前、警備会社の講習会で「警備業の社長も、寒風吹きすさぶ中、交通誘導しているのだが、これでも労働者ではないのか？」と聞かれたことがあります。しかし、社長は無条件に労働者ではないのです。取締役はどうでしょう？取締役は、一応労働者となる場合があると解説書にあります。ほとんどが「言語明瞭意味不明瞭」です。そこで、労働基準監督官に「この条件で働いていますが、労働者として認められますか。」と聞いたところ「事故が起きた時に判断するから、今は言えない。」と言われました。雇用保険に加入していれば、労災事故の時、労働者と認められる可能性が大きいと思います。しかし、わたくしは安全のため**「労災保険の特別加入」**をすることをお勧めします。

また、ある電気工事業の社長が作業中に指を切断してしまいました。大病院に入院し大手術をしました。医療費を心配していましたが、労災保険の特別加入をしており、治療費の自己負担額は無料になりました。これには社長も予想外のことで驚いていました。

一方、建築一式工事の社長は、営業のため車で移動中、赤信号で停車中のダンプに追突してしまいました。頭を強く打ち手術しました。業務災害ですから健康保険は使えません。労働者ではありませんから労災保険も使えません。相手のダンプに過失はありませんから、損害保険も使えません。結局、全額自己負担になり、**700万円**負担することになりました。

他にも、労働者かどうか心配なのは社長の奥さん、同居の息子などです。取締役でなくても共同経営者とみなされることがあります。他には、㎡あたりいくらという契約していた板金屋さんは、仕事中に屋根から墜落死してしまいました。労働者と認められず、労災給付はありませんでした。

このようなトラブルを防ぐためにも**「労働条件通知書」**（当事務所のホームページでダウンロードできます）は、必ず渡してください。

健康保険料は3月（4月納付分）から変更予定（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分（4月納付分）から健康保険料、介護保険料の見直しが行われています。～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉	: 9.93%	⇒	9.89%	東京	: 9.96%	⇒	9.91%
埼玉	: 9.91%	⇒	9.87%	神奈川	: 9.97%	⇒	9.93%
茨城	: 9.92%	⇒	9.89%	高知	: 10.10%	⇒	10.18%



また介護保険料率は29年度は、1.58%から**1.65%**に引き上げられました。

平成 29 年度、雇用保険料率は引き下げ予定です (29 年度から 3 年間の時限措置)

平成 29 年度の雇用保険料率は、0.2%引き下げ予定です。(国会審議中です)

4 月分給与からは、下記の料率の雇用保険料率(労働者負担)で徴収になる予定です。



	雇用保険料率	失業等給付 の保険料率	うち		雇用保険二事業の保険 料率 (事業主負担)
			労働者負担	事業主負担	
一般の事業	9.0/1000	6/1000	3/1000	3/1000	3.0/1000
農林水産 清酒製造の事業	11.0/1000	8/1000	4/1000	4/1000	3.0/1000
建設の事業	12.0/1000	8/1000	4/1000	4/1000	4.0/1000

平成 29 年 5 月 30 日から改正個人情報保護法が施行されます！！

個人情報保護法の改正のポイント

①定義の明確化等

- ・個人情報の定義の明確化 (身体的特徴等が該当)
- ・要配慮個人情報 (いわゆる機微情報) に関する規定の整備
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
- ・**取り扱う個人情報が 5,000 人分以下の事業者に対しても法を適用。**

②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

③個人情報の流通の適正さを確保

④個人情報保護委員会の新設及びその権限

⇒個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

⑤個人情報の取扱いのグローバル化

⑥請求権 ⇒本人の開示、訂正等、利用停止等の請求権であることを明確化

～労働保険の年度更新(事務組合)～

労働保険の賃金等報告書を **4月14日(金)までに当事務所に到着する**よう依頼してあります。お早めに提出をお願いします。



注意

昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれの満 64 歳以上の方は、平成 29 年 4 月 1 日から

雇用保険料は免除です。

<記入にあたっての注意>

- ・賃金は**発生月**で記入 (平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分)
- ・パートやアルバイトも含む、全ての労働者に支払った賃金額を該当する欄に記入
- ・通勤手当やその他の手当も含んだ金額 (**控除前の賃金総額**) を記入
- ・賞与も忘れずに記入！！

※65 歳以降に新たに雇用する方も、**平成 29 年 1 月 1 日からは、雇用保険の適用の対象となりました。**平成 28 年 12 月 31 日以前に既に雇用されている 65 歳以上の方も、平成 29 年 3 月 31 日までに、雇用保険の取得の手続きが必要です。(保険料の徴収については、平成 31 年度分まで免除の予定です。)